

旭川市立新富小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和3年4月 改訂)

【目 次】

はじめ		•••	1
第1章	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2	いじめの理解	•••	2
第2章	5 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1	本校のいじめの実情及び2019年度の目標(指標)	•••	4
2	児童が主体となった取組の推進		
3	学校いじめ対策組織の設置	•••	5
4	いじめ防止の取組	•••	6
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	•••	7
	◇いじめ発見・見守りチェックリスト	•••	
	◇主な相談窓□	•••	
6	いじめの対処	•••	10
7	いじめの解消	•••	11
	◇早期発見・事案対処マニュアル		
8	いじめの重大事態への対応	•••	13
9	いじめ防止等に関する機関,保護者等との連携	•••	14
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携		
11	学校いじめ防止プログラム	•••	15
第3章	で その他の留意事項		
1	学校評価を踏まえた取組の改善		
2	校内研修の充実		
3	校務の効率化		
4	地域や家庭との連携		

【別紙資料】

<別紙> いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な 危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 〇 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 〇 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- O いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- 〇 いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、 自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め 合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び 2021 年度の目標

【令和2年度の本校のいじめの実態】

昨年度,本校でいじめと認知された件数は、3件です。いずれも、担任と児童、保護者と連携し解決に至っています。また、嫌な思いをしたことがある児童は50件ほどありましたが、担任と児童の話し合いの上、解決しています。

児童アンケートの本校の傾向としては、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」に回答した児童が100%ということから、児童の「いじめはいけないことだ」という意識が非常に高いといえます。また、嫌な思いをしたときに、必ず誰かに相談すると回答した児童が6月時点では約90%でしたが、11月には約94%を占め、一人で抱え込まないで解決しようという雰囲気も高まってきています。

このことから今年度は次の目標を設定しました。

【令和3年度の目標】

〇解 消 率:100%

〇「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」: 100%

※達成の手立て~①考えを深める道徳科の授業実践

②児童が主体となる取組の推進

(異学年交流等,よりよいに関係づくりと道徳的判断力の向上)

③一人で悩まないという雰囲気作り

以上の手立てをふまえて、いじめを未然に防げるよう力を注いでいきたいと考えています。

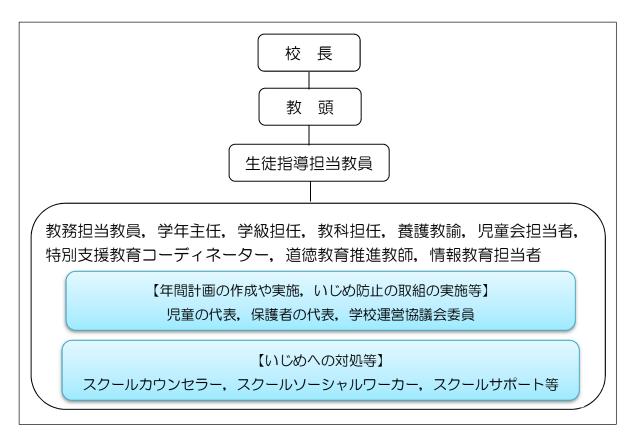
2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題を考え議論する場の設定や、信頼関係を深め、児童同士のよりよい関係づくりなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会・生活委員会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、「フレンド週間」を実施する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解 し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- ○全校児童, 又は異学年で交流する集会等の活動を通して, お互いを思いやる心を育てるよう努める。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織(生徒指導委員会)の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを 行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・ 情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童にたいする指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点 検,見直しを行う役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- 〇 いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議 や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や 取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実,読書活動・体験活動などの推進により児 童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとと もに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成す る取組を進める。
- 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- の 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける などの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ, 幼・保・小・中学校間で連携した取組を進める。

保護者の役割

保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,チェックシートの活動,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や 関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備 する。

保護者の役割

す。

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝(登校前)】
ロ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
□ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
口 遅刻や早退がふえた。
□ 食欲がなくなったり, だまって食べたりするようになる。
【夕(下校後)】
口 ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
□ 勉強しなくなる。集中力がない。
□ 家からお金を持ち出したり,必要以上のお金をほしがったりする。
□ 遊びのなかで,笑われたり,からかわれたり,命令されている。
□ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。
【夜(就寝前)】
□ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
ロ ささいなことでイライラしたり,物にあたったりする。
口 学校や友達の話題が減った。
自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
ロ パソコンやスマホをいつも気にしている。
□ 理由をはっきり言わないアサやキズアトがある。
【夜間(就寝後)】
口 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
口 学校で使う持ち物がなくなったり、こわれたりする。
□ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。
ロ 服が汚れていたり,やぶれていたりする。
〈H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用〉

○ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った 児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切で

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

新富小学校 生徒指導委員会

	□遅刻・欠席・早退が増えた。
朝の会・帰りの会	口顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。
	口表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。
	ロイライラして,物にあたる。
	□一人遅れて教室に入る。
授業の開始時	口泣いている。泣いた形跡がある。
	口机の上や中が汚されている。
	口机や椅子が乱雑にされている。
	口周囲が何となくざわついている。
	口座席が替わっている。
	口特定の児童の名前が何度も話題になる。
授業中	ログループ分けや班活動で孤立しがちである。
	口配付物がきちんと配られない。
	口発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。
	口冷たい視線が注がれる。
	口教科書やノートに落書きされる。
	口保健室に頻繁に行こうとする。
	口職員室や保健室に頻繁に行く。
休み時間	口先生の近くに居ることが多い。
	口特定の児童を避ける動きが見られる。
	ロー人でぽつんとしている。
	□ 人ではうんとしている。 □ 特定の児童を囲むように児童が集まる。
	口将足の児童を囲むように児童が果まる。 口遊びでいつも苦しい立場に立たされる。
	口格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。
	口侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。
	口集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
日金(炒金)叶	口配膳すると嫌がられる。
昼食(給食)時	口食べ物にいたずらされる。
	口望まないおかずを多く盛られる。
	口食べ物を他人に取られる。
N=120+	ログループから外れて一人で食べる。
清掃時	口嫌な作業をいつもやらされる。
	□最後まで一人で作業をやらされる。
	口急いで一人で帰る。
放課後	口先生に何か言いたそうにしている。
	口他の児童の分まで荷物を持たされる。
	口成績が急に下がる。
その他	口服が汚れている。不自然な乱れがある。
	口理由がはっきりしていないあざや傷がある。
	口日記,作文,絵画,答案等に気になる表現や描写がある。
	口持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。
	口教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。
	□悪□を言われても,愛想笑いをする。
	口人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織(生徒指導委 員会)において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に!
 ◆ 気付いたことを,5W1H(いつ,どこで,誰が,誰と,何を,どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど,学校全体で早期発見を!

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月·木 8:45~20:00 火·水·金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラー(SC)への相談も受け付けております。

本校は、明星中学校(拠点校)のSCが担当となります。

相談を希望される際は、日程調整のため事前に学校までご相談ください。 旭川市立新富小学校 TEL24-3278

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止め させる。
 - いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
 - 児童の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに 警察等関係機関と連携し,適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後,当該保護者に連絡し,以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに,継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

保護者の役割

- 〇 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 〇 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省 するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないよう、 児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

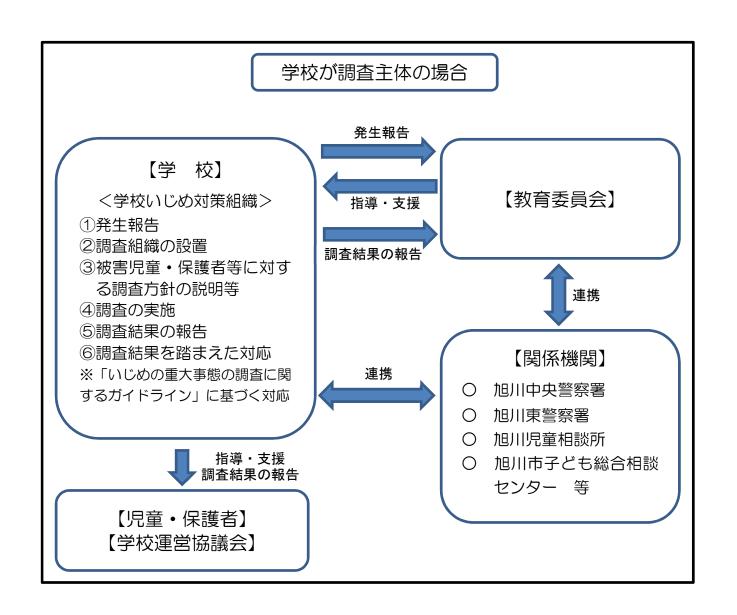
【いじめの把握・報告】 くいじめの把握> ○ いじめを受けた児童や保護者 ○ 周囲の児童や保護者 〇 学級担任 ○ 養護教諭等学級担任以外の教職員 ○ 児童アンケート調査や教育相談 O スクールカウンセラー(SC) ○ 学校以外の関係機関や地域住民 ○ その他 <いじめの報告> ○ 把握者→ (学級担任等) →生徒指導担当者→教頭→校長 いじめ対策組織会議(生徒指導委員会)の開催 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織)】 □事実関係の把握 口指導方針や指導方法の決定 口いじめ認知の判断 口対応チームの編成及び役割分担 口全教職員による共通理解 □SCや関係機関との連携の検 【教育委員会への報告】 【いじめ対策組織による対処】 〇 いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言 ○ いじめを受けた児童及び保護者への支援 ○ 周囲の児童・生徒への指導 ○ スクールカウンセラーの派遣要請 ○ 関係機関への相談(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等) いじめを受けた児童 いじめを行った児童 周囲の児童 □組織体制を整え、いじめを □いじめは,他者の人権を侵す 口いじめを傍観したり、はや 止めさせ,安全確保及び再 行為であり、絶対に許されな し立てたりする行為は許さ 発を防止し、 徹底して守り い行為であることを自覚させる れないことや、発見したら 学 周囲の大人に知らせること 通す。 等, 謝罪の気持ちを醸成させ の大切さに気付かせる。 □いじめの解消の要件に基づ る。 校 口自分の問題として捉え, い き,対策組織で継続して注 □不満やストレスを克服する力 視するとともに, 自尊感情 を身に付けさせる等、いじめ じめをなくすため, よりよ に向かうことのないよう支援 い学級や集団をつくること を高める等,心のケアと支 援に努める。 する。 の大切さを自覚させる。 □迅速に事実関係を説明し、家 口家庭訪問等により, その日 口当該児童(生徒)及び保護者の のうちに迅速に事実関係を 庭における指導を要請する。 意向を確認し、教育的配慮 家 説明する。 口保護者と連携して以後の対応 の下,個人情報に留意し, 口今後の指導の方針及び具体 を適切に行えるよう協力を求 必要に応じて今後の対応等に めるとともに継続的な助言を 庭 ついて協力を求める。 的な手立て, 対処の取組に ついて説明する。 行う。 ○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断 ŢŢ 【再発防止に向けた取組】 〇 原因の詳細な分析 教育内容及び指導方法の改善・充実 ○ 家庭, 地域との連携強化 □事実の整理,指導方針の再確認 口児童(生徒)の居場所づくり、絆づ 口教育方針等の情報提供や教育活動 くりなど、学年・学級経営の充実 ロスクールカウンセラーなど外部の の積極的な公開 専門家等の活用 □道徳の時間の充実等, 児童(生徒) 口学校評価におけるいじめの問題の 〇 学校体制の改善・充実 の豊かな心を育てる指導の工夫 取組状況や達成状況の評価 □児童(生徒)のPTA活動や地域行 口生徒指導体制の点検・改善 口分かる授業の展開や認め励まし伸 ばす指導, 自己有用感を高める指 事への積極的な参加による豊かな □教育相談体制の強化 □児童理解研修や事例研究等,実践 導など,授業改善の取組 心の醸成

的な校内研修の実施

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関する ガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織 に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施す る。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、 適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は,関係機関や保護者,地域等と連携して,いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止 プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住 民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 〇 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

は, 未然防止の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学 校ホームページでの公開 ・児童,保護者への説明内容の 検討	〇学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修の内容の検討及び 準備、運営 ・フレンド週間の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の 取組の検討	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・校内研修の内容検討及び準 備, 運営 ・アンケートの集計, 分析	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと等、各種調査の実施方 えの確認 ・1学期の取組の点検・評価・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・旭川市生徒指導研究協議会 の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・ 評価 ・いじか・非行防止強調月間の 取組の検討
教職員	○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)○児童に関する情報交流○ふれ合い活動の推進	〇児童指導事例研(〕 ・自己肯定感や自己有用 感を高める指導の在リ方	〇市教委いじめに関する実 態調査①	〇明星校区小中との連携・ 情報交流 ・情報交換・授業参観 等	〇校内研修・児童アンケートや各種調査結果の活用 5月 ○愛のパトロール(8月7日) (PTA, 教職員)	
	○学校ネットパトロール	O「旭川市生徒指導研究協 議会」総会への参加	〇教育相談①	〇道教委いじめ問題への取 組状況の調査①	O「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加	〇道教委いじめ問題への 取組状況の調査②
里 量	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくリ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等 ○いじめ相談窓口の周知・校内の窓口 ・子ども版市長への手紙」	Oいじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) Oボランティア活動の実施 ・西地区美化運動	〇児童アンケート調査① 〇いじめ・非行防止強化月間① ・フレンド週間の実施 (友達のよいところをみつけよ) 〇各種調査の実施 ・ほっと, Q-U等	〇道教委いじめアンケート調査① 〇保・小・中の連携 〇全校集会の実施・ニコットふれあいタイム等		
	O新富広場(一年生を迎える会)		; (S)	○参観日における道徳の授業公開 -		
家庭・地域	護者 ※ ※ ※ ※ ※ ※ IIII III III III III III II	〇学校いじめ防止基本方針 の学校HPでの公開	○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針 等の説明	〇1学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ びかけ ○愛のパトロール(8月7日)	
	〇いじめに関わる情報収集(通年)		()	参観日における道徳の授業公開 i	-	

	家庭・地域	民 準	数職員	
	→ スパー・スパー・スパー・スパー・スパー・ 大学 の は 本 の は 本 る 美 祝 岩 郎 は 重 な 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の は 本 の か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	〇児童アンケート調査② 〇いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) 〇いじめ・非行防止強化月間② ・いじめ防止の取り組み	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・校内研修の内容の検討及び 準備 ・後期の重点的な取組 〇市教委いじめに関する実 態調査②	10月
	〇教育相談(保護者)	〇ネット安全教室の実施	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 「の児童に関わる校内の情報 交流(授業参観等) 「の校内研修 ・児童理解事例研②	11月
〇参観日における道徳の授業公開 i	O2学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日等 O保護者アンケートの実施	〇道教委いじめアンケート調 査② 〇参観日における道徳の授業公開	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討 ・3学期の重点の検討 ・3学期の重点の検討 ・1いじめの防止等に関わる取組にいての点検 組にいての点検	12月
		○全校集会の実施 ・他学年との交流 等 ○校下小中学校との連携 ・情報交換・授業参観 等	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 「制報交流」・情報交換・授業参観等	1月
	〇学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校に関わる協議 担当の説明を表示に関わる協議	〇朝の広場 ・心を一つに合わせる合唱 の取組	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・技内研修の内容の検討及び 準備 運営 ・1年間の取組についての点検・ 評価	2月
	○3学期の取組の状況等 (こついての公表 ・学校だより ・参観日等	○校下小中学校との連携 ・情報交換・授業参観 等 ○進級に伴う情報交換 ○新富広場(六年生を送る会)	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し、新年度における学校いじめ防止上本方針等の見直上がログラムの作成。 ・近学に伴う情報交換等・進学に伴う情報交換等 ・逃学に伴う情報交換等	3月

第3章 その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組 状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや, 旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理 士等を活用し, 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁 寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
口兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
口保護者への反発が強くなる。
口食欲がない。
口寝言などでうなされることがある。
口勉強に身が入ってないように見える。
口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
口最近, よく物をなくす。
□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い, 具体的に答えない。
口メールやブログ等を今まで以上に気にする。
口友達から呼び出される。
□頭痛,腹痛を訴え,登校を渋る。
□学校のノートや教科書を見せたがらない。(*教科書への落書き,破れ)
口保護者の前で宿題をやろうとしない。 (*プリントへの落書き, 破れ)
口学校行事に来ないでほしいと言う。
口学校からのプリントを見せない。
口放心状態でいることがよくある。
口何もしていない時間が多い。
口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
口無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう 口「行ってきます」「ただいま」を言わない。 □気分の浮き沈みが激しい。 口兄弟姉妹にあたることが増える。 口理由もなくイライラする。 口食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。 口成績やテスト結果が急に下がる。 口制服や衣服の汚れが顕著になる。 □物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。 口学校のことを詳しく, 具体的に聞こうとすると怒る。 ロメールやブログ等を見ようとしない。 口いたずら電話がよくかかってくる。 口ちょっとした音に敏感になる。 口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。 口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。 口学校や友達の話題を避けるようになる。 口持ち物への落書きがある。 口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。 □原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。 □登校を渋る。 口身体を見せたがらない。 口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。 口急に誰かを罵ったりする。 口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。 口身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。 口身体にマジックによるいたずらがある。 □急に友達関係が変わる。 口友達から頻繁に呼び出される。 口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。 口悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。 口部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。 口学校を転校したいと言い出す。 口金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。 口以前では考えられないような非行行動が見られる。 口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。 口日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。